

住宅用火災警報器の設置例

東大阪市火災予防条例では「煙式」の火災警報器の設置が義務です！

ご自宅にあてはまる例を探してみましょう！
「寝室」がある階をよく見てください。

警報器（煙式）設置場所

寝室とは

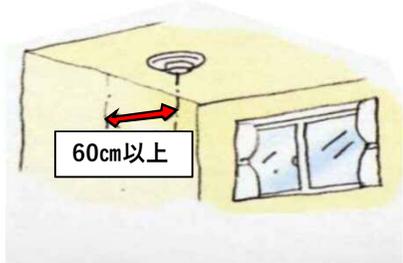
普段就寝している部屋のことで、主寝室のほか、子供部屋なども含まれます。

- ※ただし、来客が時々就寝するような、客間などは除きます。
- ※マンション・アパートなどで、スプリンクラー設備か自動火災報知設備が設置されている部屋は、不要です。

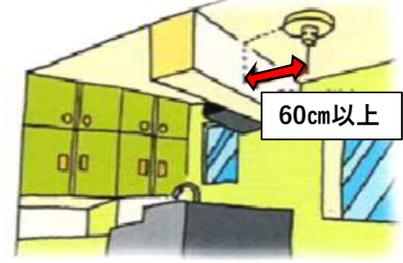


取付け位置

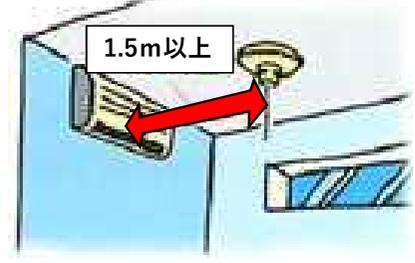
〈天井に取付ける場合〉
壁面から警報器の中心を
60cm以上離します。



梁から警報器の中心を
60cm以上離します。



エアコンの吹出口や換気扇から
警報器の中心を1.5m以上離します。



〈壁面に取付ける場合〉
天井から15～50cmの範囲に
警報器の中心がくるようにします。

